

都市整備部長
土木部長
道路管理課長
都市整備課長
法務課長
土木事務所総務課長
道路公社総務課長 殿

一般社団法人日本経営協会
常務理事・中部本部長 大久保 若穂

<名古屋地区>NOMA 行政管理講座のご案内

[平成 29 年 11 月 29 日(水)~30 日(木)開催]

公共用地取得における 処理困難登記の対応実務

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、各自治体には、公共事業・相続・法律によるものなど様々な事由により、未処理のままとなっている登記が見受けられます。これらの未処理のままの登記の中には複雑多岐に渡り、手続きを進めていくことが難しい事例も存在します。

本講座は、処理に困難を伴う登記事例を取り上げ、その対応方法や、実務上の注意点を豊富な例をもとにわかりやすく解説いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々の多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬具

記

日 時：平成 29 年 11 月 29 日(水) 13:00~17:00
30 日(木) 10:00~16:00

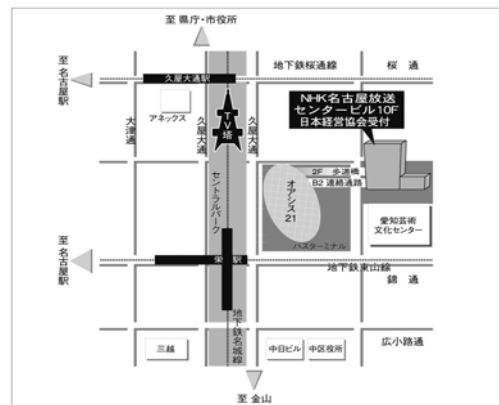
会 場：NHK 名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市中区東桜 1-13-3)

講 師：自治体債権研究会 代表
行政対象暴力問題研究会 副代表
楠井法律事務所 弁護士・博士(医学) 楠井 嘉行 氏

楠井法律事務所 弁護士 田中 友康 氏

参加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	29,000 円	2,320 円	31,320 円
一 般	32,000 円	2,560 円	34,560 円



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。
折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。領収書が必要な場合はご連絡ください。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。
開催日の3営業日前～前日までのキャンセルは参加料の30%、開催日当日は100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますのであらかじめご了承ください。

ご宿泊：本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申し込みくださいますようお願いいたします。
ご参考までに会場周辺のホテルを、下記の通りご案内申し上げます。

※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただけますと、宿泊料金の割引がございます
※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円~13,000 円 (15~20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩 3 分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円~	地下鉄栄駅より徒歩 4 分	052-263-3411

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当:竹本・里見)

お申込先 〒461-0005 名古屋市中区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 ※お問合せは、平日の 9:15~17:15 にお願ひいたします

以上

I 公共事業の用地取得と未登記問題

- 三重県登記対策委員会の取組み
- 地方公共団体への所有権移転登記を具備しなかったために発生した諸問題裁判例等
 - ①買い取り請求や二重売買のリスク
 - ②背信的悪意者
 - ③道路法4条

II 相続をめぐる係争と登記

- 相続の形態と戸（除）籍、住民票
 - ・旧民法による相続
 - ・民法の応急措置による法律にもとづく相続
 - ・新民法附則25条による相続
 - ・民法改正の動向
- 震災等で戸（除）籍等その原本が滅失している場合の処理
- 除籍等が滅失している場合の相続登記についての法務省民事局長通達
- 相続人間に紛争のある土地の用地取得の事例
 - ・相続分譲渡証明書と遺産分割調停の活用事例
 - ・一部和解の活用事例
- 相続人が多数の場合の登記処理
- 表題部A外〇〇名と記載されている土地の用地取得（所有権確認判決の活用事例）
- 不在者財産管理人、相続財産管理人を活用した事例
- 失踪宣告

III 海外渡航者、出張者からの用地取得と登記手続

IV 抵当権等の制限の物件、仮登記、仮差押手続がなされた場合の用地取得と登記手続

- 1.制限物件の種類と概要
- 2.金融機関等に一部消滅承諾書を請求して用地取得する事例
- 3.競売手続に参加した事案
- 4.休眠担保権の抹消方法
- 5.賃借人（借家人）との間に係争のある事例
- 6.仮登記の概要
- 7.条件付所有権移転請求権仮登記及び抵当権が設定されている土地・建物の用地取得・補償事例（消滅時効の援用）
- 8.仮差押登記がなされている土地の用地取得
- 9.仮差押が長期間放置された土地の用地取得と仮差押登記の抹消方法

V 破産・清算手続等が開始されている場合

- 1.破産手続等の概要
- 2.破産管財人からの用地取得事例
- 3.清算人等からの用地取得事例

VI 未成年者、成年被後見人等からの用地取得の留意点と登記手続について

VII 渉外不動産登記について

【講師紹介】

自治体債権研究会 代表・行政対象暴力研究会 副代表
楠井法律事務所 弁護士・博士(医学) 楠井 嘉行 氏

昭和55年～58年三重県職員。昭和60年弁護士登録。
三重県下市町の法律顧問の他、公職多数。

【著書】「自治体の債権回収」(公職研)、「行政対象暴力Q&A」
(ぎょうせい)、「自治体と弁護士の連携術」(ぎょうせい) 他

【講師紹介】

楠井法律事務所 弁護士 田中 友康 氏

平成23年弁護士登録。
多くの行政事件・商事・一般民事等の他、知財・独禁法等、
専門的な分野の事件にも取組む。

日本経営協会・中部本部(竹本)行 (この面をそのままFAXしてください)

FAX(052)952-7418

日本経営協会会員 一般 (該当する方にレ印を付けてください)

60009344 「公共用地取得における処理困難登記の対応実務」講座・参加申込書

H29/11.29～30

ふりがな 団体名		TEL Fax	() ()	— —	ご派遣責任者 (ご連絡担当) 所属・役職名
所在地	〒				
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当 経験	年月	氏名 印
				年月	<通信欄>
				年月	

※請求書の宛先についてご教示ください。(団体名と同じ その他 宛)

・4名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。

・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右をチェックしてください。